

「避難所の確保と質の向上に関する検討会」 に係る課題等について

平成27年7月
内閣府(防災担当)

1. 避難所についての課題・問題点 ①



平常時



災害時

	平常時	災害時
一般の避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所を指定している市町村は半分程度。 ○ 要配慮者に対する支援体制が未整備の市町村が多い。 ○ 市町村における避難所運営の手引き(マニュアル)作成が十分進んでいない。 ○ 「緊急避難場所」と「避難所」の区別について理解・周知が進んでいるとは言い難い。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 災害時、避難所のトイレ空間の快適さが失われ、健康被害へつながるケースがある。(内閣官房「暮らしの質向上検討会」提言案) ※ プライバシーの確保、冷房機器、入浴等の生活環境について迅速に対応しているとは言い難い。(平成26年8月広島土砂災害で指摘) ○ 避難者の意見を吸い上げるための「相談窓口」の設置の想定・準備が十分進んでいない。
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所を指定している市町村は半分以下。 ○ 福祉避難所として指定された施設数が少ない。特に児童福祉施設は全体の3%。 ○ 生活相談員の配置が不十分で、10人に1人未満の市町村は半数以上。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時の施設職員向けマニュアル等作成が十分進んでいない。 ○ 要配慮者に対して、<u>情報提供する際の伝達手段を用意していない市町村が多い。</u>

(注)市町村からの主な意見・提案

- ・人的応援体制の仕組みづくりが必要
- ・施設の職員向けマニュアルが必要
- ・受け入れた要配慮者への支援範囲の明確化
- ・平時からの物資の供給の仕組みづくり、構築
- ・常に訓練、研修が必要 等

(備考)「○」の事項及び(注)の意見等は、「避難所の運営等に関する実態調査」(平成27年3月:内閣府)等において明らかとなった課題・問題点等である。

1. 避難所についての課題・問題点 ②

【災害対策基本法の一部改正】(平成25年6月成立)

- ・ 市町村による「指定避難所」の「指定」について規定
- ・ 市町村等が、避難所の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう規定



【避難所取組指針】を策定(平成25年8月:内閣府(防災担当))

※ 正式名称は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

上記取組指針の他、【福祉避難所ガイドライン】(平成20年6月:日本赤十字社策定(厚生労働省補助))あり



(課題・問題点)

- 上記取組指針等は、市町村が講ずべき措置の方向性や被災者用の設備・備品のリスト等は規定されているが、避難所の確保のための具体的な手順、設備・備品の必要数、人材の確保の具体策等が十分とは言い難い。
(より実効性・具体性のあるものに見直しが必要ではないか)
- 避難所取組指針と福祉避難所ガイドラインの関係が不明確
(市町村等が適切に活用できるよう、統合などに見直しが必要ではないか)

2. 検討会における主な検討項目等

(検討に当たってのポイント)

	平 常 時	災 害 時
一 般 の 避 難 所	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の確保対策 要配慮者に対する支援体制の整備強化に向けた対策 市町村における運営マニュアルの作成推進策 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難所のトイレの改善方策 プライバシーの確保・入浴・段ボール製のベッドなど避難者の生活環境面での質の向上対策 市町村における相談窓口等の確保・整備の推進策
福 祉 避 難 所	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所として活用できる施設増に向けた対策 生活相談員等の要員の確保に向けた取組の推進策 	<ul style="list-style-type: none"> 発災時の施設職員向けのマニュアル等の作成の推進策 要配慮者への情報伝達手段の確保対策



検 討 項 目

- ① 避難所に関するこれまでの取組指針等の見直し内容
(「トイレ」等の生活環境面での質の向上、「女性」、「要配慮者対策」等の観点から、より実効性・具体性のあるものとなるよう全般的な見直しを検討)
- ② 災害時のトイレの「モデルケース」の具体的内容
- ③ 避難所の確保と福祉避難所の施設・要員確保等に向けた今後の取組内容

(参考1) 避難所についての内閣府等のこれまでの対応

平成18年3月	◆ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」策定(内閣府防災担当)
平成20年6月	◆ 「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」策定(日本赤十字社:厚生労働省が補助)
平成25年3月 6月 8月	◆ 「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」(内閣府の検討会) ◆ 「災害対策基本法」一部改正 ◆ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」策定(内閣府防災担当)
平成26年3月	◆ 「災害時要援護者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関する先進地調査の実施等報告書」作成(内閣府防災担当)
平成27年3月 5月	◆ 「避難所の運営等に関する実態調査」及び「福祉避難所の運営等に関する実態調査」公表(内閣府防災担当) ◆ 内閣官房「暮らしの質向上検討会」提言取りまとめ(予定)

首都直下型地震及び南海トラフ地震に係る基本計画における避難所に関する記述内容

膨大な数の避難者が想定されるため、避難所の確保や食料・飲料水等の備蓄、衛生環境の確保、避難所の運営マニュアル等の明確化などを図る必要がある。

また、避難所が不足する場合には、ホテル等民間事業者の協力を得つつ活用する。地方公共団体は、様々なニーズに配慮した避難所運営を行う。

出典:平成27年3月31日「首都直下地震緊急対策推進基本計画」閣議決定、平成27年3月28日「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」中央防災会議

(参考2) 避難所に関し、市町村に求められる主な業務

	平常時	災害時	復旧後
一般の避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織体制と応援体制の整備 ○ 避難所の指定 ○ 指定避難所等の周知 ○ 避難所における備蓄等 ○ 運営マニュアルの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の設置と機能整備(男女別のトイレの設置等) ○ 避難所リスト及び避難者名簿の作成 ○ 運営責任者の配置等 ○ 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮 ○ 衛生・巡回診療・保健 ○ 被災者への情報提供 ○ 相談窓口の設置 ○ 在宅避難への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の解消
福祉避難所	<p>(上記の他に必要となる業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所の量的確保 ○ 要配慮者に対する支援体制 	<p>(上記の他に必要となる業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の開設と機能整備(障害児者のトイレの仮設等) ○ 福祉避難所の管理・運営(介助員等の配置) 	